# 政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令案の概要

### 自治行政局選挙部政治資金課

## 1. 改正内容

登録政治資金監査人の登録の抹消に係る届出を行う際の添付書類に関して規定を整備するなど、登録政治資金監査人の登録等の手続について、所要の改正を行うものである。

### 2. 施行期日

公布の日から施行する。

## 政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

### 〇政治資金規正法施行規則(昭和五十年自治省令第十七号)抄(傍線部分は改正部分)

改正案

(登録政治資金監査人証票の再交付等の手続)

- 第十四条の七 登録政治資金監査人は、登録政治資金監査人証票を亡失し、又は損壊したときは、政治資金適正化委員会の定める様式に従い、当該亡失又は損壊した登録政治資金監査人証票の番号、当該亡失又は損壊した年月日及び場所その他参考となるべき事項を記載した書面を、政治資金適正化委員会に提出しなければならない。この場合において、登録政治資金監査人証票が損壊したため当該書面を提出するときは、当該損壊した登録政治資金監査人証票を当該書面に添付して返還しなければならない。
- 2 登録政治資金監査人証票を亡失し、又は損壊したためその再交付を申請する登録政治資金監査人は、政治資金適正化委員会の定める様式の再交付申請書を、政治資金適正化委員会に提出しなければならない。
- 3 政治資金適正化委員会は、必要があると認めたときは、登録政治資金監査人に交付している登録政治資金監査人証票を他の登録政治資金監査人証票に差し替えることができる。

#### (変更登録の申請)

第十四条の八 法第十九条の二十一の規定による変更の登録の申請は、政治資金適正化委員会の定める様式の文書でしなければならない

現行

(登録政治資金監査人証票の再交付等の手続)

- 第十四条の七 登録政治資金監査人は、登録政治資金監査人証票を亡失し、又は損壊したときは、当該亡失又は損壊した登録政治資金監査人証票の番号、当該亡失又は損壊した年月日及び場所その他参考となるべき事項を記載した書面を、政治資金適正化委員会に提出しなければならない。この場合において、登録政治資金監査人証票が損壊したため当該書面を提出するときは、当該損壊した登録政治資金監査人証票を当該書面に添付して返還しなければならない。
- 2 登録政治資金監査人証票を亡失し、又は損壊したためその再交付を申請する登録政治資金監査人は、再交付申請書を、政治資金適正化委員会に提出しなければならない。
- 3 政治資金適正化委員会は、必要があると認めたときは、登録政治資金監査人に交付している登録政治資金監査人証票を他の登録政治資金監査人証票に差し替えることができる。

#### (変更登録の申請)

第十四条の八 法第十九条の二十一の規定により変更の登録を申請する者は、変更の内容及び理由並びに変更の生じた年月日を記載した

。この場合においては、当該変更の事実を証 する書類を添付しなければならない。 変更登録申請書を、政治資金適正化委員会に提出しなければならない。

2 前項の変更登録申請書には、変更の事実を 証する書類を添付しなければならない。

#### (登録の抹消に関する申請等)

- 第十四条の九 法第十九条の二十三第一項の規定による申請は、政治資金適正化委員会の定める様式の文書でしなければならない。
- 2 法第十九条の二十三第二項の規定による届出は、政治資金適正化委員会の定める様式の文書でしなければならない。この場合において、当該届出をする者が当該登録政治資金監査人の法定代理人又は相続人であるときは、そのことを証する書類を添付しなければならない。

(登録の抹消に関する申請)

第十四条の九 法第十九条の二十三第一項の規 定により登録政治資金監査人が登録の抹消を 申請するときは、その申請書を、政治資金適 正化委員会に提出しなければならない。

[削除]

(登録の抹消に関する届出)

第十四条の十 法第十九条の二十三第二項の 規定により登録政治資金監査人が同条第一項 第一号又は第二号に該当することとなった旨 を届け出ようとする者は、その届出書を、政 治資金適正化委員会に提出しなければならない。

2 前項の届出書を提出する者が本人以外の者 であるときは、当該届出書に本人の戸籍抄本 を添付しなければならない。

(政治資金監査に関する研修)

第十四条の十 (略)

2 • 3 (略)

(政治資金監査に関する研修)

第十四条の十一 (略)

2 · 3 (略)

(参事官)	(参事官)
第十四条の <u>十一</u> (略)	第十四条の <u>十二</u> (略)
2 (略)	2 (略)